

船舶事故調査報告書

平成28年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年11月27日 12時00分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市神島南東方沖 神島灯台から真方位127° 3.5海里（M）付近 （概位 北緯34° 30.8′ 東経137° 02.6′）
事故の概要	LPGタンカーSUMMIT RIVERは、南東進中、また、漁船傳榮丸は、えい網しながら南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成27年12月7日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A LPGタンカー SUMMIT RIVER（パナマ共和国籍）、46,046 トン 9369461（IMO番号）、WHALE LINE S.A. B 漁船 傳榮丸、14トン AC2-4264（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、締約国資格受有者承認証 船長（パナマ共和国発給） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長Aが、約9ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南東進中、左舷船首方約0.5MのB船の船尾方を通過できる と思い、B船がえい網をしていることに気付かず左転した。 B船は、船長Bが、底引き網を引きながら約3knの速力で南東進 中、A船がB船の右舷側を通過するものと思い、えい網を続けた。
分析	A船は、船長Aが、左転してB船の船尾方を通過できるものと思 い、見張りを適切に行っていなかったことから、B船がえい網をして いることに気付かず左転を行ったものと考えられる。 B船は、船長Bが、A船がB船の右舷側を通過するものと思い、A 船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船に向けて 左転したことに気付かずにえい網を続けたものと考えられる。
原因	本事故は、A船の船長Aが、B船の船尾方を通過できるものと思 い、B船がえい網をしていることに気付かず左転し、また、B船の船 長Bが、A船がB船の右舷側を通過するものと思い、えい網を続けた ため、両船が衝突したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 漁ろうに従事している船舶の船尾方を通過する場合は、漁ろうに従事している船舶の船尾の漁具を考慮して通過すること。
-----------	---